

## 特記事項

27 近隣住民への配慮			
(1) 近隣住民への配慮	・工事実施にあたり近隣住民への騒音対策に配慮すること。	工事中のトラブル発生の防止を図ること。	
28 安全管理について			
(1) 交通安全管理について	・工事施工箇所は、三陸道の交通規制管理が必要なことから、交通誘導員を配置し、交通安全確保に十分に留意すること。	保安施設設置計画書を提出すること。	
(2) 安全費(積み上げ)の計上について	・本工事の交通誘導員は、施工日数×1日当りの配置人数とし、1日当りの配置人数については、交通誘導警備員Aを1名、交通誘導警備員Bを1名を計上している。なお、交通誘導警備員の人数については、協議のうえ、設計変更の対象とする。	保安施設設置計画書に交通誘導警備員の配置を明記すること。	
29 施工条件について			
(1) 作業時間について	・作業可能時間は原則として、AM8:30～PM5:00(準備・後片付け)とする。		
(2) 施工区間の規制について	・昼間規制とする。		
30 その他			
(1) 現場代理人の常駐緩和	・本工事は「現場代理人の常駐義務の緩和措置」についての該当工事である。		
(2) 成果品について	・印刷物のほか、工事完成書類の各種納品物を電子データとして電子媒体に納め、提出するものとする。	監督職員の確認を受けること。	
(3) 使用材料、施工法について	・使用材料、施工法について、設計図書に記載されているものと同等以上のものを使用することとするが、現地調査により別の材料、別の工法で施工する場合には、監督職員の承諾を得ること。		
(4) 有料道路の料金について	・有料道路料金については、1工区分として松島北ICから松島海岸IC間の普通車402台、中型車134台、大型車20台、特大車4台を、2工区分として松島北ICから松島海岸IC間の普通車351台、中型車117台、大型車20台、特大車4台を概算計上している。なお、料金は施工日数、台数により精算するものとする。	領収書の写しを提出すること。	